

## 幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等の 認可及び利用定員の設定について

### 1. 認可

#### (1) 条例等で定める認可の基準

認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営に関する基準に適合するかについて審査するほか、各法律等に掲げる基準によって審査を行う。

- 幼保連携型認定こども園については、「神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）等によって審査を行う。
- 保育所については、「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、児童福祉法等によって審査を行う。
- 家庭的保育事業等については、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、児童福祉法等によって審査を行う。

#### (2) 意見聴取

認可にあたっては、幼保連携型認定こども園については幼保連携型認定こども園に関する審議会において（認定こども園法第 17 条第 3 項）、保育所・家庭的保育事業等については児童福祉審議会において（児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項）、意見を聴かなければならない、と定められている。

#### (3) 神戸市における既存の幼稚園・保育園から認定こども園への移行に対する考え方

神戸市子ども・子育て支援事業計画の中で、「認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育園から認定こども園への移行については、原則認可すること」としている。

#### (4) 神戸市における家庭的保育事業等に対する考え方

家庭的保育事業等を、3号子ども（保育を必要とする3歳未満児）に対する確保方策として、以下のとおり神戸市子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけている。

ア. 幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される3号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、小規模保育事業や事業所内保育事業、教育・保育施設の新設整備で対応します。

イ. その上で、さらに小規模な（5人以下の）保育需要しか見込めない地域に対しては、補完的な役割として家庭的保育事業で対応します。

## 2. 利用定員の設定

### (1) 確認における利用定員の設定

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとしている。

給付の対象となることを確認するにあたっては、神戸市子ども・子育て支援事業計画に照らし、認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定めることとなっている。

### (2) 利用定員の設定区分

教育・保育施設の設置者、地域型保育事業を行う者の申請により、1号、2号、3号（満1歳未満と満1歳以上に区分）認定の区分ごとに利用定員を定めて、市長が確認を行うこととされている。

### (3) 意見聴取

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときには、あらかじめ、審議会において、その意見を聴かなければならない、と定められている。

（子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項）

### (4) 利用定員の上限・下限

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所 20人以上

小規模保育事業 6人以上19人以下

事業所内保育事業 小規模型19人以下、保育所型20人以上

家庭的保育事業 5人以下

### (5) 神戸市における既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合の考え方

供給過剰地域において、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は10人以下とし、実際に入園している保育の必要な子どもの数が10人を超える場合は、その数を上限とする。

また、保育所から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下とする。

認可及び確認の申請数（令和3年2月現在）

種 類	施設類型	件数
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	8
	幼稚園型認定こども園	0
	新制度移行幼稚園	(※) 1
	保育所	7
地域型保育事業	小規模保育事業	8
	事業所内保育事業	3
	家庭的保育事業	0

(※) 確認のみ

○神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成26年10月1日

条例第19号

改正 平成28年9月30日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(法第13条第2項第1号の事項に関する基準)

第2条 幼保連携型認定こども園について法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は，次条から第5条まで並びに附則第3項及び第4項に定めるもののほか，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準府省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準（基準府省令附則第6条の規定による基準を除く。）に定めるところによる。

(園児の区分による学級の編制に関する基準)

第3条 前条の規定に基づき基準府省令第4条第2項の規定を適用する場合には，同項中「35人以下」とあるのは，「満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下（当該学級を担当する専任の職員を2人以上置く場合にあっては，35人以下），満4歳以上の園児については35人以下」とする。

(園長に関する基準)

第4条 幼保連携型認定こども園の長は，暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第10条において同じ。）であってはならない。

(幼保連携型認定こども園の職員に関する基準)

第5条 第2条の規定に基づき基準府省令第5条第3項の規定を適用する場合には、同項中「員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない」とあるのは、「員数に1人を加えた員数以上とする」とする。

2 第2条の規定に基づき基準府省令第5条第4項の規定を適用する場合には、同項中「幼保連携型認定こども園には、調理員」とあるのは、「幼保連携型認定こども園には、調理員（そのうち少なくとも1人は、栄養士である調理員又は調理師免許を有する調理員）」とする。

(法第13条第2項第2号の事項に関する基準)

第6条 幼保連携型認定こども園について法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第2号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、基準府省令第1条第1項第2号に定めるところによる。

(保育室及び遊戯室の面積に関する基準)

第7条 保育室又は遊戯室の面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。ただし、既存の保育室又は遊戯室の面積が、基準府省令第7条第6項第3号に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- (1) 満2歳以上満3歳未満の園児に係る保育室 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 満3歳以上の園児に係る保育室 1.98平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積と53平方メートルとのいずれか大きい面積
- (3) 基準府省令第7条第1項ただし書の規定に基づき保育室を兼ねる遊戯室 当該遊戯室が兼ねる保育室について前2号の規定に基づき算定された面積と100平方メートルとのいずれか大きい面積
- (4) 前号に掲げる遊戯室以外の遊戯室 100平方メートル

(法第13条第2項第3号の事項に関する基準)

第8条 幼保連携型認定こども園について法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第3号に係るものに限る。）は、基準府省令第1条第

1 項第 3 号に定めるところによる。

(法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第9条 幼保連携型認定こども園について法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条及び第11条に規定するもののほか、基準府省令第1条第1項第4号に定めるところによる。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る基準)

第10条 法第17条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置を行う者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に係る水準の向上)

第11条 幼保連携型認定こども園の設置を行う者は、法第13条第4項の規定に基づきこの条例で定める基準を遵守するほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成27年4月1日)

(基準府省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

- 2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準府省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準府省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準府省令の附則の規定

(2) 基準府省令の一部を改正する内容を含む内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令の附則の規定

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 3 第2条の規定に基づき基準府省令附則第5条の規定を適用する場合においては、当分の間、第5条第1項の規定は適用しない。
- 4 第2条の規定に基づき基準府省令附則第7条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条中「範囲で」とあるのは、「範囲で、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた保護者の小学校就学前子どもに対し当該幼保連携型認定こども園が定める教育及び保育を提供する時間帯以外の時間帯に限り」とする。

附 則（平成28年9月30日条例第13号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

## ○神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年3月29日

条例第75号

改正 平成27年3月3日条例第32号

改正 平成28年9月30日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設（保育所等（助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(保育所等に配置する従業者及びその員数に関する基準)

第2条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条，第4条及び附則第3項から第6項までに定めるもののほか，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準（保育所等に係るものに限る。）に定めるところによる。

(保育所等の長に関する基準)

第3条 助産施設の長，乳児院の長，母子生活支援施設の長，保育所の長，児童厚生施設の長，児童養護施設の長，情緒障害児短期治療施設の長，児童自立支援施設の長及び児童家庭支援センターの長は，暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。）であってはならない。

(保育所の職員に関する基準)

第4条 第2条の規定に基づき基準省令第33条第1項の規定を適用する場合においては，同項中「及び調理員」とあるのは，「及び調理員（そのうち少なくとも1人は，栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。）」とす

る。

2 第2条の規定に基づき基準省令第33条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。」とあるのは、「とし、さらにこの基準に基づき置かれる保育士に加えて1人以上の保育士を保育所に配置しなければならない。」とする。

(保育所等に係る居室及び病室の床面積その他保育所等の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第5条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第2号に係るものに限る。)は、医務室に関して第8条に定めるもののほか、基準省令第1条第1項第2号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等の運営に関する事項であって、児童等の適切な処遇の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの)

第6条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第3号に係るものに限る。)は、基準省令第1条第1項第3号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第7条 保育所等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(保育所等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(保育所の設備の基準)

第8条 第5条から前条までの規定に基づき基準省令第32条第5号の規定を適用する場合においては、同号中「屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること」とあるのは、「屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けること。ただし、屋外遊戯場にあつては、市長が特に認める場合は、保育所



の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる  
(次号及び第94条第2項において同じ。)」とする。

(保育所等の設置の認可に係る基準)

第9条 法第35条第4項の規定に基づき保育所等の設置を行う者は、暴力団員等  
がその事業活動を支配するものであってはならない。

(保育所等の設備及び運営に係る水準の向上)

第10条 保育所等の設置を行う者は、法第45条第3項の規定に基づきこの条例で  
定める基準を遵守するほか、保育所等の設備及び運営についての水準の向上を  
図ることに努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定  
の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用さ  
れることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、  
この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則  
の規定

(保育所の職員配置に係る特例)

3 第4条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

4 第2条の規定に基づき基準省令第33条第2項の規定を適用する場合において  
は、当分の間、同項中「とする。」とあるのは、「とし、さらにこの基準に基  
づき置かれる保育士の数が1人である場合を除き、当該保育士に加えて1人以  
上の保育士を保育所に配置しなければならない。」とする。

5 第2条の規定に基づき基準省令第95条の規定を適用する場合においては、当  
分の間、同条中「幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭」とあるのは、

「幼稚園教諭」とする。

- 6 第2条の規定に基づき基準省令第96条の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「算定については」とあるのは、「算定については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた保護者の小学校就学前子どもに対し当該保育所が定める保育を提供する時間帯以外の時間帯に限り」とする。

附 則（平成27年3月3日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第12号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

## ○神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成26年10月1日

条例第20号

改正 平成28年9月30日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(家庭的保育事業等に従事する者及びその員数に関する基準)

第2条 家庭的保育事業等について法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条及び附則第3項から第8項までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に定める基準に定めるところによる。

(家庭的保育事業等の職員に関する基準)

第3条 前条の規定に基づき基準省令第23条第2項を適用する場合においては、同項中「又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とあるのは、「、保健師若しくは看護師又はこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とする。

2 前条の規定に基づき基準省令第29条第1項、第31条第1項、第34条第1項、第44条第1項及び第47条第1項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「調理員」とあるのは、「調理員（そのうち少なくとも1人は、栄養士である調理員又は調理師免許を有する調理員）」とする。

3 前条の規定に基づき基準省令第44条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない」とあるのは、「に1を加えた数以上とする」とする。

4 前条の規定に基づき基準省令第47条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「保育従事者」とあるのは、「保育士（市長が特に認める場合にあつて

は保育従事者）」と、「そのうち半数以上は保育士とする」とあるのは、「当該特に認める場合にあっては、保育従事者のうち半数以上は保育士とする」とする。

(法第34条の16第2項第2号の事項に関する基準)

第4条 家庭的保育事業等について法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第2号に係るものに限る。)は、次条及び第6条に定めるもののほか、基準省令第1条第1項第2号に定めるところによる。この場合において、同号中「附則第2条」とあるのは「附則第3条」とする。

(家庭的保育事業所等の設備に関する基準)

第5条 前条の規定に基づき基準省令第28条第1号(第32条において準用する場合を含む。)及び第33条第1号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「ほふく室」とあるのは、「ほふく室、医務室」とする。

2 前条の規定に基づき基準省令第28条第4号(第32条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同号中「同じ。)」とあるのは、「同じ。)', 医務室」とする。

3 前条の規定に基づき基準省令第33条第4号の規定を適用する場合においては、同号中「屋外遊戯場」とあるのは、「屋外遊戯場、医務室」とする。

4 前条の規定に基づき基準省令第43条第5号の規定を適用する場合においては、同号中「, 調理室」とあるのは、「, 医務室, 調理室」とする。

(家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置)

第6条 第4条の規定に基づき基準省令附則第3条の規定を適用する場合においては、同条中「連携施設の確保」とあるのは、「連携施設の確保(第6条第3号に掲げる事項に係るものに限る。以下この条において同じ。)」とする。

(法第34条の16第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第7条 家庭的保育事業等について法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に限る。)は、次条から第11条までに定めるもののほか、基準省令第1条第1項第3号に定め

るところによる。

（事業所内保育事業の利用定員の設定）

第8条 前条の規定に基づき基準省令第42条の規定を適用する場合には、同条中「を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の」とあるのは、「以上の」とする。

（小規模保育事業の認可に係る基準）

第9条 法第34条の15第2項の規定に基づき小規模保育事業を行う者は、基準省令第3章第2節の規定による基準を満たさなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（家庭的保育事業等の認可に係る基準）

第10条 法第34条の15第2項の規定に基づき家庭的保育事業等を行う者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者がその事業活動を支配する者であってはならない。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に係る水準の向上）

第11条 法第34条の15第2項の規定に基づき家庭的保育事業等を行う者は、法第34条の16第3項に基づきこの条例で定める基準を遵守するほか、家庭的保育事業等の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

（基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

- 2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用さ

れることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む省令の附則の規定

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

3 第 2 条の規定に基づき基準省令附則第 7 条の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭」とあるのは、「幼稚園教諭」と、「有する者」とあるのは、「有し、保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とする。

4 第 2 条の規定に基づき基準省令附則第 8 条の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「算定については」とあるのは、「算定については、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項本文の規定による 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた保護者の小学校就学前子どもに対し当該小規模保育事業所 A 型等が定める保育を提供する時間帯以外の時間帯に限り」とする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

5 基準省令附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、基準省令第 47 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 3 条第 4 項の規定を適用しないことができる。

6 基準省令附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、基準省令第 47 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有し、保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を、保育士とみなすことができる。

7 基準省令附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保

育士の総数が当該小規模型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、基準省令第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた保護者の小学校就学前子どもに対し当該小規模型事業所内保育事業所が定める保育を提供する時間帯以外の時間帯に限り、保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 8 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、基準省令第47条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の基準省令第47条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則（平成28年9月30日条例第12号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。